

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次	
規則	ページ
◎高知県行政組織規則の一部を改正する規則	
〈4・1 揭示〉	1

規 則

高知県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年4月1日（揭示済）

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第32号

高知県行政組織規則の一部を改正する規則

高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）の一部を次のように改正する。
目次中「地域福祉部各課」を「子ども・福祉政策部各課」に、「第44条」を「第44条の2」に、「第54条」を「第53条」に、「第55条」を「第54条」に、「地域福祉部に」を「子ども・福祉政策部に」に、
「第4款 児童相談所（第161条－第180条）」
を
「第4款 児童相談所（第161条－第164条）」
第5款 女性相談支援センター（第165条－第180条）」
に、
「第1款 削除
第2款 消費生活センター（第184条・第185条）
第3款 交通事故相談所（第186条・第187条）
第4款 女性相談支援センター（第188条・第189条）」
を
「第1款 消費生活センター（第181条・第182条）
第2款 交通事故相談所（第183条－第189条）」
に、
「第3款 林業大学校（第246条の2－第248条）
第4款 削除」
を
「第3款 林業大学校（第246条の2－第248条）」
に改める。
第7条の表中

「

情報政策課	デジタル化推進室
-------	----------

」

を

「

デジタル政策課	DX推進室
---------	-------

」

に、

「

健康長寿政策課	よさこい健康プラン21推進室
---------	----------------

」

を

「

健康長寿政策課	よさこい健康プラン21推進室
---------	----------------

」

に、

	災害医療対策室
--	---------

」

「

医事薬務課	災害医療対策室
-------	---------

」

を

「

在宅療養推進課	
---------	--

」

に改め、「周産期・母子保健推進室」を削り、「食品・衛生課」を「薬務衛生課」に、

「

地域福祉部	地域福祉政策課	地域福祉推進チーム 災害時要配慮者支援室 福祉・介護人材対策室
	高齢者福祉課	地域包括ケア・認知症施策推進室
	障害福祉課	
	障害保健支援課	
	児童家庭課	
	少子対策課	
	福祉指導課	
文化生活スポーツ部	文化振興課	
	まんが王国土佐推進課	
	国際交流課	
	県民生活・男女共同参画課	女性の活躍推進室
	私学・大学支援課	
	人権課	
	スポーツ課	
産業振興推進部	計画推進課	

	産学官民連携・起業推進課	
	地産地消・外商課	輸出振興室
	移住促進課	
中山間振興・交通部	中山間地域対策課	
	鳥獣対策課	
	交通運輸政策課	

を

「

子ども・福祉政策部	地域福祉政策課	地域福祉推進チーム 災害時要配慮者支援室 福祉・介護人材対策室
	高齢者福祉課	
	障害福祉課	
	障害保健支援課	
	子ども・子育て支援課	母子保健・子育て支援室
	少子対策課	
	福祉指導課	
	人権・男女共同参画課	女性の活躍推進室
	文化生活スポーツ部	文化振興課
	まんが王国土佐推進課	
	国際交流課	
	県民生活課	
	私学・大学支援課	
	スポーツ課	

産業振興推進部	計画推進課	
	産学官民連携・起業推進課	
	地産地消・外商課	輸出振興室
中山間振興・交通部	中山間地域対策課	
	移住促進課	
	鳥獣対策課	
	交通運輸政策課	

に、

産業創造課	I T・コンテンツ産業振興室 デジタルイノベーション推進室
-------	----------------------------------

を

産業デジタル化推進課	
------------	--

に、「企業立地課」を「企業誘致課」に、「新エネルギー推進課」を「環境計画推進課」に、「環境共生課」を「自然共生課」に改める。

第10条の表中「土佐郡土佐町」を「土佐郡土佐町及び大川村」に改める。

第17条に次の1号を加える。

(21) 行政文書のデジタル化に関すること。

第18条第11号中「任免」を「任免、退職及び服務」に改める。

第21条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

第25条中第9号を同条第10号とし、同条第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に関すること（過疎地域持続的発展市町村計画の策定及び変更に係る市町村からの協議に関するものに限る。）。

第26条の見出しを「（デジタル政策課）」に改め、同条中「情報政策課」を「デジタル政策課」に改め、同条第1号中「高知県行政サービスデジタル化推進計画」を「高知県デジタル化推進計画」に改め、同条第3号中「セキュリティ」を「情報セキュリティ」に改め、同条第4号及び第7号中「情報化」を「デジタル化」に改める。

第27条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同条第13号中「及び生産動態統計調査」を削り、同条第12号とし、同条第14号を削り、第15号を第13号とし、第16号から第21号までを2号ずつ繰り上げる。

第32条第8号中「食品・衛生課」を「薬務衛生課」に改め、同条第18号を同条第19号とし、同条第17号の次に次の1号を加える。

(18) 災害医療に関すること。

第33条第3号中「、小児医療及び在宅医療」を「及び小児医療」に、「健康対策課及び障害福祉課」を「障害福祉課及び子ども・子育て支援課」に改め、同条第4号及び第6号中「（医事薬務課の主管に属する事項を除く。）」を削り、同条第7号中「関すること」を「関すること（在宅療養推進課の主管に属する事項を除く。）」に改め、同条第19号中「医療政策」を「医療政策、医事指導」に改め、同条第22号とし、同条第18号を同条第21号とし、同条第17号を同条第20号とし、同条第16号を同条第19号とし、同条の前に次の2号を加える。

(17) 死因究明等に関すること。

(18) 死体解剖に関すること。

第33条第15号を同条第16号とし、同条第10号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、同条第9号中「の免許」を削り、同条第10号とし、同条第8号の次に次の1号を加える。

(9) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関すること。

第34条を次のように改める。

（在宅療養推進課）

第34条 在宅療養推進課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 高知版地域包括ケアシステムの構築に関すること。

(2) 認知症施策に関すること。

(3) 在宅医療に関すること。

(4) 地域医療情報のデジタル化に関すること。

(5) 訪問看護サービスに関すること。

(6) 地域医療介護総合確保基金に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

(7) 医療・介護・福祉の連携に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、在宅療養の推進に関することで他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。

第36条第1号から第4号までを削り、同条第5号を同条第1号とし、同条の次に次の1号を加える。

(2) 周産期医療対策に関すること。

第36条第6号を同条第3号とし、同条第7号から第10号までを3号ずつ繰り上げる。

第37条の見出しを「（薬務衛生課）」に改め、同条中「食品・衛生課」を「薬務衛生課」に改め、同条第19号中「食品」を「薬事並びに食品」に改め、同条第30号とし、同条第18号を同条第29号とし、同条第17号中「観光政策課」を「おもてなし課」に改め、同条第28号とし、同条第1号から第16号までを11号ずつ繰り下げ、同条に第1号から第11号までとして次の11号を加える。

(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）、薬剤師法（昭和35年法律第146号）及び覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）に関すること。

(2) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に関すること。

(3) 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）に関すること。

(4) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）、大麻取締法（昭和23年法律第124号）及びあへん法（昭和29年法律第71号）に関すること。

(5) 薬物乱用防止に関すること。

(6) 薬用植物に関すること。

(7) 防疫資材に関すること。

(8) 緊急医薬品のあっせんに関すること。

- (9) 学校薬剤師の指導に関すること。
 (10) 献血事業の推進に関すること。
 (11) 薬剤師会その他の薬事に関する事業団体の指導に関すること。
 第2章第2節第4款の款名を次のように改める。

第4款 子ども・福祉政策部各課の分掌事務

第42条の見出しを「(子ども・子育て支援課)」に改め、同条中「児童家庭課」を「子ども・子育て支援課」に改め、第14号を第17号とし、第13号を第16号とし、第12号の次に次の3号を加える。

- (13) 母子保健に関すること。
 (14) 母体保護に関すること。
 (15) 思春期相談センターに関すること。
 第2章第2節第4款中第44条の次に次の1号を加える。

(人権・男女共同参画課)

第44条の2 人権・男女共同参画課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 県の人権施策の企画及び調整に関すること。
 (2) 高知県人権尊重の社会づくり協議会に関すること。
 (3) 高知県いじめ問題再調査委員会に関すること。
 (4) 高知県人権施策推進委員会に関すること。
 (5) 隣保館の施設整備及び運営指導に関すること。
 (6) 人権啓発センターに関すること。
 (7) 男女共同参画の総合的推進に関すること。
 (8) こうち男女共同参画会議に関すること。
 (9) 高知県男女共同参画苦情調整委員に関すること。
 (10) 高知県男女共同参画推進本部に関すること。
 (11) 女性の活躍の推進に関すること(他の課の主管に属する事項を除く。)
 (12) こうち男女共同参画センターに関すること。
 (13) こうち男女共同参画社会づくり財団に関すること。
 (14) 女性相談支援センターに関すること。
 (15) 配偶者暴力の被害者等の支援に関すること(他の課の主管に属する事項を除く。)
 (16) 前各号に掲げるもののほか、人権に関することで他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。

第47条の見出しを「(県民生活課)」に改め、同条中「県民生活・男女共同参画課」を「県民生活課」に改め、同条第11号中「及び配偶者暴力の」を削り、同条第14号から第21号までを削る。

第49条及び第50条を削り、第51条を第49条とし、第2章第2節第5款中同条の次に次の2条を加える。

第50条及び第51条 削除

第53条中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号を削り、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 食品加工の振興に関すること(他の課の主管に属する事項を除く。)
 (4) 高知県関西・高知経済連携強化戦略に関すること(他の課の主管に属する事項を除く。)

第54条を削る。

第55条第9号中「過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に改め、第2章第2節第6款の2中同条を第54条とし、同条の次に次の1号を加える。

(移住促進課)

第55条 移住促進課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 移住促進に関すること。
 (2) 高知県移住促進・人材確保センターに関すること(他の課の主管に属する事項を除く。)
 (3) 前2号に掲げるもののほか、移住促進に関することで他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。

第57条第1号中「及び物流」を削り、同条第4号を削り、同条第5号中「軌道」を「鉄道、軌道」に改め、同号を同条第4号とし、同条第6号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同条第13号中「及び物流」を削り、同号を同条第12号とする。

第65条第7号を同条第10号とし、同号の前に次の1号を加える。

(9) 高知県中小企業・小規模企業振興条例(令和3年高知県条例第7号)に関すること。

第65条第6号を同条第8号とし、同条第5号の次に次の2号を加える。

- (6) 知的財産に関すること(他の課の主管に属する事項を除く。)
 (7) 職員の職務発明に関すること(他の課の主管に属する事項を除く。)

第65条の2の見出しを「(産業デジタル化推進課)」に改め、同条中「産業創造課」を「産業デジタル化推進課」に改め、同条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条第3号中「中山間地域等シェアオフィスの推進」を「シェアオフィスの利用促進」に改め、同号を同条第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) デジタル技術を活用した課題解決型産業創出に関すること。

第65条の2第4号を次のように改める。

(4) 県内企業のデジタル技術活用の促進に関すること。

第65条の2第5号及び第6号を削り、同条第7号中「新たな産業の振興」を「産業分野におけるデジタル技術の活用」に改め、同号を同条第5号とする。

第69条第6号中「関すること」を「関すること(他の課の主管に属する事項を除く。)」に改める。

第70条の見出しを「(企業誘致課)」に改め、同条中「企業立地課」を「企業誘致課」に改め、同条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号中「前3号」を「前2号」に、「企業立地」を「企業誘致」に改め、同号を同条第3号とする。

第74条第6号中「及び通訳案内士法(昭和24年法律第210号)」を削り、同条第10号中「関すること」を「関すること(おもてなし課の主管に属する事項を除く。)」に改め、同条第11号を削り、同条第12号を同条第11号とする。

第75条第7号を同条第10号とし、同条第6号の次に次の3号を加える。

- (7) 通訳案内士法(昭和24年法律第210号)に関すること。
 (8) 観光統計に関すること(観光政策課の主管に属する事項を除く。)
 (9) 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)に関すること(薬務衛生課の主管に属する事項を除く。)

第80条第6号中「取締り」を「品質の確保」に改める。

第81条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) データ駆動型農業の推進に関すること。

第90条の2の見出しを「(環境計画推進課)」に改め、同条中「新エネルギー推進課」を「環境計画推進課」に改め、同条第5号を同条第8号とし、同条第1号から第4号までを3号ずつ繰り下げ、同条に第1号から第3号までとして次の3号を加える。

- (1) 環境行政の総合的推進に関すること。
 (2) 高知県環境審議会に関すること。

(3) 高知県環境基本計画に関すること。

第91条の見出しを「(自然共生課)」に改め、同条中「環境共生課」を「自然共生課」に改め、第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号から第18号までを3号ずつ繰り上げ、第19号を第16号とし、同号の次に次の1号を加える。

(17) 環境影響評価制度に関すること。

第91条第20号を同条第18号とする。

第125条第2項中「四国運輸局高知運輸支局内」を「高知市」に改める。

第141条第1項中第49号を第50号とし、第10号から第48号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に関すること。

第141条第2項第1号中「前項第1号から第46号まで」を「前項第1号から第47号まで」に改める。

第143条第2項第11号中「学習支援事業」を「学習・生活支援事業」に改め、同条第3項中第22号を第23号とし、第4号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 児童扶養手当法に関すること。

第3章第4節の2の節名中「地域福祉部」を「子ども・福祉政策部」に改める。

第163条第4号を次のように改める。

(4) 地域支援部

第163条第5号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 養育支援部

第164条第4項中「地域養育支援部」を「地域支援部」に改め、同項第7号を削り、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 養育支援部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 児童及びその家庭に関する面接、相談、助言、指導及び調査に関すること（地域支援部の主管に属する事項を除く。）。

(2) 相談に関する受理会議、判定会議及び援助方針会議に関すること（地域支援部の主管に属する事項を除く。）。

(3) 児童の措置に関すること（地域支援部の主管に属する事項を除く。）。

(4) 児童に係る親権喪失、親権停止又は親権者の管理権喪失の審判の請求並びに未成年後見人の選任及び解任の請求に関すること（地域支援部の主管に属する事項を除く。）。

(5) 児童及びその家庭に関する医学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の診断及び判定に関すること（地域支援部の主管に属する事項を除く。）。

(6) 里親及び養子縁組に関すること。

第3章第4節の2第4款中第165条から第180条までを削り、同節に次の1款を加える。

第5款 女性相談支援センター

(位置)

第165条 高知県女性相談支援センター設置条例（昭和32年高知県条例第18号）により設置された高知県女性相談支援センター（以下「女性相談支援センター」という。）の位置は、高知市とする。

(所掌事務)

第166条 女性相談支援センターの所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 緊急の保護又は自立のための援助を必要とする女性に関する生活全般の相談に応ずるとともに、必要な指導及び援助を行うこと。

(2) 緊急の保護又は自立のための援助を必要とする女性及びその家庭について必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれらに付随して必要な指導を行うこと。

(3) 緊急の保護又は自立のための援助を必要とする女性の一時保護及び自立支援を行うこと。

(4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する配偶者暴力相談支援センターの業務を行うこと。

第167条から第180条まで 削除

第3章第5節第1款を削り、同節第2款を同節第1款とし、同款中第184条を第181条とし、第185条を第182条とし、同節第4款の款名を削り、同節第3款中第186条を第183条とし、第187条を第184条とし、同条の次に次の5条を加え、同款を同節第2款とする。

第185条から第189条まで 削除

第215条第2項第6号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) ため池の保全に係る行為の制限に関すること。

第218条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 農業情報研究室

第219条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 農業情報研究室の分掌事務は、農業情報の収集分析及び提供に関する事務とする。

第279条第1項中「副知事」を「副知事、理事（政策調整担当）」に改める。

第285条第1項中「総務部副部長（政策調整担当）、各部（総務部を除く。）」を「各部」に改める。

第291条第1項中「地域福祉部地域福祉政策課長」を「子ども・福祉政策部地域福祉政策課長」に改める。

第301条第2項の表中「行政サービスデジタル化推進監」を「デジタル化推進監」に改め、「行政サービスの」を削り、

地域包括ケア推進監（総括）	地域包括ケアシステムの構築に関する事務を掌理し、各福祉保健所の地域包括ケア推進監及び地域包括ケア推進企画監を統括する。
地域包括ケア推進監	所管する地域の地域包括ケア体制の整備に関する事項を掌理し、当該事務に従事する所属職員を指揮監督する。

を

ワクチン接種推進監	新型コロナワクチン接種の推進に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
-----------	--

に改め、

産業技術振興監	所管する公設試験研究機関の研究開発に従事する職員を指揮監督する。
---------	----------------------------------

を削り、

生活安全推進監	交通安全及び犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に関する専門的事務に従事するとともに、当該事務に従事する職員を指揮監督するほか、特命の事務に従事する。
---------	--

を
「

生活安全推進監	交通安全及び犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に関する専門的事務に従事するとともに、当該事務に従事する職員を指揮監督するほか、特命の事務に従事する。
関西圏観光推進企画監	関西圏における観光推進に関する事務に従事するとともに、当該事務に従事する職員を指揮監督する。

」

に改める。

第303条第1項の表中「行政サービスデジタル化推進監」を「デジタル化推進監」に、「地域包括ケア推進監（総括）（地域福祉部に限る。）」を「ワクチン接種推進監（健康政策部に限る。）」に改め、「産業技術振興監（商工労働部に限る。）」を削り、「県民生活・男女共同参画課」を「県民生活課」に改める。

第304条第2項の表中

「

消費生活センター	所長 次長
女性相談支援センター	所長 次長

」

を
「

女性相談支援センター	所長 次長
消費生活センター	所長 次長

」

に、
「

大阪事務所	次長
-------	----

」

を
「

大阪事務所	関西圏観光推進企画監 次長
-------	------------------

」

に改める。

第305条の表中「児童家庭課」を「子ども・子育て支援課」に改め、

「

療育福祉センター高知ギルバーク発達神経精神医学センター副参事	健康対策課長
--------------------------------	--------

」

を削り、「医事薬務課チーフ（薬事指導担当）」を「薬務衛生課チーフ（薬事指導担当）」に、「食品・衛生課チーフ（食品衛生担当）」を「薬務衛生課チーフ（食品衛生担当）」に、「県民生活・男女共同参画課長」を「県民生活課長」に、「県民生活・男女共同参画課の」を「県民生活課の」に改める。

第306条の表高知県地方薬事審議会の項及び高知県麻薬中毒審査会の項を削り、同表中

「

高知県指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第8条第1項の規定による同法第7条第2項の規定による特定医療費の支給認定の申請に係る支給認定をしないことについての審査に関する事務	健康対策課
------------	--	-------

」

を
「

高知県指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第8条第1項の規定による同法第7条第2項の規定による特定医療費の支給認定の申請に係る支給認定をしないことについての審査に関する事務	健康対策課
高知県地方薬事審議会	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第3条第1項の規定による薬事（医療機器及び再生医療等製品に関する事項を含む。）に係る県の事務に関する重要事項の調査審議に関する事務	薬務衛生課
高知県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法第58条の8第3項から第5項までの規定による麻薬中毒者医療施設に入院した者の入院継続の適否についての審査等に関する事務	薬務衛生課

」

に改め、同表高知県生活衛生適正化審議会の項、高知県公衆浴場入浴料金審議会の項及び高知県食の安全・安心推進審議会の項中「食品・衛生課」を「薬務衛生課」に改め、同表高知県児童福祉審議会の項及び高知県青少年問題協議会の項中「児童家庭課」を「子ども・子育て支援課」に改め、同表中

「

高知県子ども・子育て支援会議	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項の規定による都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定及び変更についての知事への意見の具申並びに県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況についての調査審議に関する事務	少子対策課
----------------	---	-------

」

を
「

高知県子ども・子育て支援会議	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項の規定による都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定及び変更についての知事への意見の具申並びに県における子ども・子育て支援に関する施策	少子対策課
----------------	---	-------

」

	の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況についての調査審議に関する事務	
こうち男女共同参画会議	高知県男女共同参画社会づくり条例（平成15年高知県条例第60号）第7条第2項及び第23条の規定による男女共同参画計画の作成又は変更に係る知事の諮問に対する答申、男女共同参画社会の実現に関する重要事項の調査審議及び県の男女共同参画の推進に関する取組状況についての知事への意見の具申に関する事務	人権・男女共同参画課
高知県人権尊重の社会づくり協議会	高知県人権尊重の社会づくり条例（平成10年高知県条例第2号）第6条の規定による人権施策の推進に関する重要事項の調査協議、人権施策の基本方針の策定に係る知事の諮問に対する答申及び人権尊重の社会づくりに関する事項についての知事への意見の具申に関する事務	人権・男女共同参画課
高知県いじめ問題再調査委員会	高知県いじめ防止対策推進法施行条例（平成26年高知県条例第59号）第26条の規定によるいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項の規定による調査の結果についての調査に関する事務	人権・男女共同参画課

に改め、同表高知県消費生活審議会の項及び高知県交通安全対策会議の項中「県民生活・男女共同参画課」を「県民生活課」に改め、同表こうち男女共同参画会議の項を削り、同表高知県犯罪被害者等支援推進会議の項中「県民生活・男女共同参画課」を「県民生活課」に改め、同表高知県人権尊重の社会づくり協議会の項及び高知県いじめ問題再調査委員会の項を削り、同表中

高知県中小企業基本対策審議会	高知県中小企業基本対策審議会条例（昭和38年高知県条例第26号）第2条の規定による中小企業の設備の近代化、経営管理の合理化、中小企業構造の高度化、生産品の移出及び輸出の振興、労働力の確保その他中小企業の基本対策について必要な事項の調査審議に関する事務	商工政策課
----------------	---	-------

高知県中小企業・小規模企業振興審議会	高知県中小企業・小規模企業振興条例第14条第2項の規定による中小企業・小規模企業の振興に関する施策の基本的方向及び当該施策を推進するために必要な事項の調査審議並びに知事の諮問に応じての中小企業・小規模企業の振興に関する事項の調査審議に関する事務	商工政策課
--------------------	--	-------

に改め、同表高知県環境審議会の項を削り、

高知県森林審議会	森林法（昭和26年法律第249号）第68条第2項及び第3項の規定による同法又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項、同法の施行に関する重要事項に係る知事の諮問に対する答申及び関係行政庁への建議に関する事務	森づくり推進課
----------	---	---------

を「

高知県森林審議会	森林法（昭和26年法律第249号）第68条第2項及び第3項の規定による同法又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項、同法の施行に関する重要事項に係る知事の諮問に対する答申及び関係行政庁への建議に関する事務	森づくり推進課
高知県環境審議会	環境基本法（平成5年法律第91号）第43条第1項及び水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の規定による環境の保全に関する基本的事項の調査審議等に関する事務並びに自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条第2項の規定による温泉法（昭和23年法律第125号）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議並びに知事の諮問に応じての自然環境の保全に関する重要事項の調査審議に関する事務	環境計画推進課

に改め、同表高知県環境影響評価技術審査会の項及び高知県四万十川流域保全振興委員会の項中「環境共生課」を「自然共生課」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。（経過措置）
- 令和3年3月31日現在において、次の表の左欄に掲げる所属に勤務を命ぜられている者で、別に辞令を発せられないものは、同年4月1日付けで、それぞれ現に有する職名をもって、同表の右欄に掲げる所属に勤務を命ぜられたものとする。

総務部情報政策課	総務部デジタル政策課
健康政策部食品・衛生課	健康政策部薬務衛生課
地域福祉部地域福祉政策課	子ども・福祉政策部地域福祉政策課
地域福祉部高齢者福祉課	子ども・福祉政策部高齢者福祉課
地域福祉部障害福祉課	子ども・福祉政策部障害福祉課

地域福祉部障害保健支援課	子ども・福祉政策部障害保健支援課
地域福祉部児童家庭課	子ども・福祉政策部子ども・子育て支援課
地域福祉部少子対策課	子ども・福祉政策部少子対策課
地域福祉部福祉指導課	子ども・福祉政策部福祉指導課
文化生活スポーツ部人権課	子ども・福祉政策部人権・男女共同参画課
文化生活スポーツ部県民生活・男女共同参画課	文化生活スポーツ部県民生活課
産業振興推進部移住促進課	中山間振興・交通部移住促進課
商工労働部産業創造課	商工労働部産業デジタル化推進課
商工労働部企業立地課	商工労働部企業誘致課
林業振興・環境部新エネルギー推進課	林業振興・環境部環境計画推進課
林業振興・環境部環境共生課	林業振興・環境部自然共生課

(高知県災害救助基金規則の一部改正)

- 3 高知県災害救助基金規則(昭和41年高知県規則第69号)の一部を次のように改正する。
 第2条中「以下」を「次条において」に改める。
 第3条第1項中「高知県地域福祉部長(第5条第1項において「地域福祉部長」という。)」を「高知県子ども・福祉政策部長」に改める。
 第4条第1項中「高知県地域福祉部」を「高知県子ども・福祉政策部」に改める。
 第5条第1項中「地域福祉部長」を「高知県子ども・福祉政策部長」に改める。
 (高知県立ふくし交流プラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

- 4 高知県立ふくし交流プラザの設置及び管理に関する条例施行規則(平成7年高知県規則第109号)の一部を次のように改正する。
 第17条第6号中「高知県地域福祉部」を「高知県子ども・福祉政策部」に改める。

別記第1号様式中

「申請者 住所
 氏名
 電話番号
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名
 称及び代表者の職・氏名)」

を
 「申請者 住所
 氏名
 (法人の場合は、主たる事務所の所在地、名
 称及び代表者の職・氏名)」

電話番号
 に改める。
 別記第2号様式中
 「申請者 住所
 氏名
 電話番号
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名
 称及び代表者の職・氏名)」

を
 「申請者 住所
 氏名
 (法人の場合は、主たる事務所の所在地、名
 称及び代表者の職・氏名
 電話番号)」

に改める。
 別記第3号様式から別記第6号様式までの規定中「☑」を削る。

別記第7号様式中
 「申請者 住所
 氏名
 電話番号
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名
 称及び代表者の職・氏名)」

を
 「申請者 住所
 氏名
 (法人の場合は、主たる事務所の所在地、名
 称及び代表者の職・氏名
 電話番号)」

に改める。
 別記第8号様式中「☑」を削る。
 別記第9号様式中
 「請求者 住所
 氏名
 電話番号
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名
 称及び代表者の職・氏名)」

を
 「請求者 住所
 氏名
 (法人の場合は、主たる事務所の所在地、名
 称及び代表者の職・氏名
 電話番号)」

に改める。
 別記第10号様式中「☑」を削る。
 別記第11号様式中「☑」を削る。

- (高知県社会福祉審議会規則の一部改正)
- 5 高知県社会福祉審議会規則（平成12年高知県規則第95号）の一部を次のように改正する。
第10条中「高知県地域福祉部地域福祉政策課」を「高知県子ども・福祉政策部地域福祉政策課」に改める。
- (高知県介護保険審査会条例施行規則の一部改正)
- 6 高知県介護保険審査会条例施行規則（平成11年高知県規則第76号）の一部を次のように改正する。
第4条及び第5条中「高知県地域福祉部高齢者福祉課」を「高知県子ども・福祉政策部高齢者福祉課」に改める。
- (高知県子どもの環境づくり推進委員会規則の一部改正)
- 7 高知県子どもの環境づくり推進委員会規則（平成18年高知県規則第61号）の一部を次のように改正する。
第5条中「高知県地域福祉部少子対策課」を「高知県子ども・福祉政策部少子対策課」に改める。
- (高知県生活保護法施行細則の一部改正)
- 8 高知県生活保護法施行細則（昭和53年高知県規則第33号）の一部を次のように改正する。
別記第20号様式注1、別記第21号様式注及び別記第22号様式注中「高知県地域福祉部福祉指導課」を「高知県子ども・福祉政策部福祉指導課」に改める。
- (高知県特定非営利活動促進法施行細則の一部改正)
- 9 高知県特定非営利活動促進法施行細則（平成10年高知県規則第114号）の一部を次のように改正する。
第3条中「高知県文化生活スポーツ部県民生活・男女共同参画課内」を「高知県文化生活スポーツ部県民生活課内」に改める。
- (高知県人権尊重の社会づくり条例施行規則の一部改正)
- 10 高知県人権尊重の社会づくり条例施行規則（平成10年高知県規則第63号）の一部を次のように改正する。
第8条中「高知県文化生活スポーツ部人権課」を「高知県子ども・福祉政策部人権・男女共同参画課」に改める。
- (高知県職員の職務発明等に関する規則の一部改正)
- 11 高知県職員の職務発明等に関する規則（平成9年高知県規則第90号）の一部を次のように改正する。
第17条第3項中「高知県商工労働部産業創造課長」を「高知県商工労働部商工政策課長」に改める。
第19条中「高知県商工労働部産業創造課」を「高知県商工労働部商工政策課」に改める。